

2024年度

兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書



「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)兵庫教区委員会

浄土真宗の教章（私の歩む道）

浄土真宗

浄土真宗

（ご開山）
宗祖

親鸞聖人

ご誕生 一一七三年五月二十一日

（承安三年四月一日）

ご往生 一二六三年一月十六日

（弘長二年十一月二十八日）

宗派

浄土真宗本願寺派

本山

龍谷山本願寺（西本願寺）

本尊

阿彌陀如来（南無阿彌陀仏）

聖典

・釈迦如来が説かれた『浄土三部経』

『仏説無量寿経』 『仏説観無量寿経』

『仏説阿彌陀経』

・宗祖 親鸞聖人が著述された主な聖教

『正信念仏偈』（『教行信証』行巻末の偈文）

『浄土和讃』 『高僧和讃』 『正像末和讃』

・中興の祖 蓮如上人のお手紙

『御文章』

教義

阿彌陀如来の本願力によって信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩み、この世の縁が尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還って人々を教化する。

生活

親鸞聖人の教えにみちびかれて、阿彌陀如来のみ心を聞き、念仏を称えつつ、つねにわが身をふりかえり、慚愧と歡喜のうちに、現世祈禱などにたよることなく、御恩報謝の生活を送る。

宗門

この宗門は、親鸞聖人の教えを仰ぎ、念仏を申す人々の集う同朋教団であり、人々に阿彌陀如来の智慧と慈悲を伝える教団である。それによつて、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する。

『念仏者の生き方』

仏教は今から約2500年前、釈尊^{しやくそん}がさとりを開いて仏陀^{ぶつだ}となられたことに始まります。わが国では、仏教はもともと仏法^{ぶつぽう}と呼ばれていました。ここでいう法とは、この世界と私たち人間のありのままの真実ということであり、これは時間と場所を超えた普遍的な真実です。そして、この真実を見抜き、目覚めた人を仏陀といい、私たちに苦悩を超えて生きていく道を教えてくれるのが仏教です。

仏教では、この世界と私たちのありのままの姿を「諸行無常^{しよぎやうむじやう}」と「縁起^{えんぎ}」という言葉で表します。「諸行無常」とは、この世界のすべての物事は一瞬もとどまることなく移り変わっているということであり、「縁起」とは、その一瞬ごとにすべての物事は、原因や条件が互いに関わりあって存在しているという真実です。したがって、そのような世界のあり方の中には、固定した変化しない私というものは存在しません。

しかし、私たちはこのありのままの真実に気づかず、自分というものを固定した実体と考え、欲望の赴くままに自分にとって損か得か、好きか嫌いかなど、常に自己中心の心で物事を捉えています。その結果、自分の思い通りにならないことで悩み苦しんだり、争いを起こしたりして、苦悩の人生から一歩たりとも自由になれないのです。このように真実に背いた自己中心性を仏教では無明煩惱^{むみょうぼんのう}といい、この煩惱が私たちを迷いの世界に繋ぎ止める原因となるのです。なかでも代表的な煩惱は、むさぼり・いかり・おろかさの三つで、これを三毒^{さんどく}の煩惱といいます。

親鸞聖人^{しんらんしょうにん}も煩惱を克服し、さとりを得るために比叡山^{ひえいざん}で20年にわたりご修行に励まれました。しかし、どれほど修行に励もうとも、自らの力では断ち切れない煩惱の深さを自覚され、ついに比叡山を下り、法然聖人^{ほうねん}のお導きによって阿弥陀如来^{あみだにょらい}の救いはたらきに出遇^{であ}われました。阿弥陀如来とは、悩み苦しむすべてのものをそのまま救い、さとりの世界へ導こうと願われ、その願い通りにはたらき続けてくださっている仏さまです。この願いを、本願^{ほんがん}といいます。我執^{がしゅう}、我欲^{がよく}の世界に迷い込み、そこから抜け出せない私を、そのままの姿で救うとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のご本願ほど、有り難いお慈悲^{じひ}はありません。しかし、今ここでの救いの中にありながらも、そのお慈悲ひとすじにお任せできない、よろこべない私の愚かさ、煩惱の深さに悲嘆^{ひたん}せざるをえません。

私たちは阿弥陀如来のご本願を聞かせていただくことで、自分本位にしか生きられない無明の存在であることに気づかされ、できる限り身を^{つし}慎み、言葉を慎んで、少しずつでも煩惱を克服する生き方へとつくり変えられていくのです。それは例えば、自分自身のあり方としては、欲を少なくして足ることを知る「^{しょうよくちそく}少欲知足」であり、他者に対しては、穏やかな顔と優しい言葉で接する「^{わげんあいご}和顔愛語」という生き方です。たとえば、それらが仏さまの^{まねごと}真似事といわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。このことを親鸞聖人は門弟に宛てたお手紙で、「（あなた方は）今、すべての人びとを救おうという阿弥陀如来のご本願のお心をお聞きし、愚かなる無明の酔いも次第にさめ、むさぼり・いかり・おろかさという三つの毒も少しずつ好まぬようになり、阿弥陀仏の薬をつねに好む身となっておられるのです」とお示しになられています。たいへん重いご教示です。

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります。もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲に^{とら}執われた^{ぼんのうぐそく}煩惱具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、^{せいいつぱい}精一杯努力させていただく人間になるのです。

国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の^{ちえ}智慧と^{じひ}慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう。

2016(平成28)年10月1日

浄土真宗本願寺派門主

大谷 光淳

「私たちのちかい」についての親教

私は伝灯奉告法要の初日に「念仏者の生き方」と題して、大智大悲からなる阿弥陀如来のお心をいただいた私たちが、この現実社会でどのように生きていくのかということについて、詳しく述べさせていただきました。このたび「念仏者の生き方」を皆様により親しみ、理解していただきたいという思いから、その肝要を「私たちのちかい」として次の四カ条にまとめました。

私たちのちかい

一、自分の殻^{じぶん から と}に閉じこもることなく
穏やかな顔^{おだ かお やさ}と優しい言葉^{ことば たいせつ}を大切にします
微笑^{ほほえみ}み語りかける 仏^{ほとけ}さまのように

一、むさぼり、いかり、おろかさ^{なが}に流されず
しなやかな心^{こころ}と振る舞^{ふる まい}いを心^{こころ}がけます
心^{こころやす}安らかな 仏^{ほとけ}さまのように

一、自分^{じぶん}だけを大事^{だいじ}にすることなく
人と喜^{ひと よろこ}びや悲^{かな}しみを分かち合^{わ あ}います
慈悲^{じ ひ}に満ちみちた 仏^{ほとけ}さまのように

一、生かされていることに気づ^きき
日々^{ひ び}に精一杯^{せい いっぱい}つとめます
人^{ひと}びとの救^{すく}いに尽^つくす 仏^{ほとけ}さまのように

この「私たちのちかい」は、特に若い人の宗教離れが盛んに言われております今日、中学生や高校生、大学生をはじめとして、これまで仏教や浄土真宗のみ教えにあまり親しみのなかった方々にも、さまざまな機会で唱和していただきたいと思っております。そして、先人の方々が大切に受け継いでこられた浄土真宗のみ教えを、これからも広く伝えていくことが後に続く私たちの使命であることを心に刻み、お念仏申す道を歩んでまいりましょう。

2018（平成30）年11月23日

浄土真宗本願寺派門主 大谷光淳

親鸞聖人御誕生 850 年 慶讃法要御満座の消息
立教開宗 800 年

本年 3 月 29 日より 5 期 30 日間にわたってお勤めしてまいりました親鸞聖人御誕生 850 年 慶讃法要は、本日をもってご満座をお迎えいたしました。立教開宗 800 年 このたびの 50 年に一度のご勝縁に国内外より多くの方々にご参拝いただき、厳粛かつ盛大にご法要をお勤めすることができましたのは、仏祖のお導きはもとより、僧侶・寺族・門信徒など有縁の方々のご懇念のたまものと心より感謝申し上げます。

私たちが浄土真宗のみ教えを確かな依りどころとして生きることができるのは、親鸞聖人が『顕浄土真実教行証文類』（教行信証）を著され、『仏説無量寿経』に説き示される阿弥陀如来の本願名号の真実の教えを明らかにされるとともに、聖人のみ跡を慕う多くの先人方が、み教えに生かされる喜びを今日まで大切に伝えてこられたからに他なりません。

私たちは阿弥陀如来の智慧の光明に包まれ、照らし出されることによって、今まで気づかなかった罪業深重・煩惱具足という自身の姿とともに、如来の広大な恩徳を知らされます。そして、このような私たちが、如来に慈しまれていると同時に私の悲しみを如来の悲しみとして受け入れていただけることを信知することで、自身の悪業煩惱を心から慚愧し、少しでも執われの心を離れなければならないと気づかされます。

それは自分だけの安穩を願うような自己中心的な生き方から、人々の苦悩をとみにしていく生き方への転換であり、そこから大智大悲という如来のお徳を真実と仰ぎ、それに沿うよう努める念仏者の生き方が開かれてきます。そして、その努め励んでいくままが如来のお徳に促され、ご本願に生かされて生きる姿になるのです。

このたびの慶讃法要を機縁として、あらためて「世のなか安穩なれ、仏法ひろまれ」と願われた親鸞聖人のお言葉を深く心に刻み、これからもお念仏を喜び、阿弥陀如来の智慧と慈悲をあらゆる人々に伝えることで、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に向け、さらなる歩みを続けてまいりましょう。

令和 5 年 5 月 21 日
2023 年

龍谷門主 釋 専 如

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

総合基本計画・重点プロジェクト

1. 総合基本計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」(『宗制』)をめざし宗門(浄土真宗本願寺派)全体で推進する運動です。

この運動は、「本願を究極の依りどころとして生きられた親鸞聖人に学び、つねに全員が聞法し全員が伝道して、わたくしと教団の体質を改め、差別をはじめとする社会の問題に積極的にとりくみ、御同朋の社会をめざす」基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらにみ教えを宗門内外に広く伝えていき、同朋教団として非戦・平和、差別・人権の問題に取り組みながら、多様な活動をより広く実践していくことをめざして、2012(平成24)年4月から始動しました。

2016(平成28)年には、専如門主は伝灯奉告法要に際し、ご親教『念仏者の生き方』において「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心になうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とご教示され、『念仏者の生き方』が私たちの実践してきた「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)に通じるとお示しくいただきました。

私たちは、阿弥陀如来の智慧の光明に照らされるとき、良いことは何一つできない、苦しみの世界から抜け出せないということが徹底的に知らされてきます。それと同時に、そのような私であるからこそ救わずにはおられない阿弥陀如来の慈悲に包まれていることに気づかされ、自ずと大きな喜びと深い感謝の念に満たされます。そして、この私の日暮らしはいまだこの世にある限りは、日々何かを為しながら生きていることにも気づかされていきます。私が為してきたことの結果がこの社会であり、その社会のあり方のゆえに苦しめられている人々がいます。他人事としての苦しみがあるのではなく、まさしく私がその苦しみの原因の一部を為しているという慚愧の思いが伴います。み教えに出遇った喜びと、慚愧の思い、ここに、自分の生き方が、阿弥陀如来の慈悲によって生かされる私たちの姿が、新しく開かれてきます。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちがあるものが、阿弥陀如来のはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。親鸞聖人は、阿弥陀如来の救いを依りどころとして、ともにお念仏を

喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行^{おんどうぎょう}」と呼び、世の中にあって苦しむ人々に対し「いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり」とご自身の上にとらえられて、ともに生き抜かれました。同朋とは、社会の最も弱き立場にあるものを顧^{かえり}みてこそそのものなのであり、それでこそ真^{しん}の僧伽^{さんか}が形成されていくことを教えてくださいます。その親鸞聖人のお姿を鑑^{かがみ}として、互いに支え合って生き抜いていくことが、まさしく私たち念佛者一人ひとりに問われているあり方といえるのでしょうか。

私たちは、私たち自身がつくりあげてきたこの社会にあって、人権や平和という、ともに生きるための課題がしっかりと共有されているかを確認することが大切でしょう。私たちには戦争に加担^{かたん}し、差別を助長^{じょちょう}してきた歴史があります。その歴史を遠い過去のものとしてしまうのではなく、いまを生きる私たちの課題としていくことが重要です。そのことは、いまでも私たちが平和に背^{そむ}き人権をないがしろにしている姿を明^あかしていきます。また、私たちは異なる状況や環境のなかで、国や地域、性や家庭や職業、世代や時代というそれぞれの立場にあって、特有の課題にも向き合いながら、ともに生きることを疎外^{そがい}し、いのちの共感を妨^{さまた}げているものを、み教えに基づき、私たち一人ひとりがそれぞれに知らされ見抜いていくこともさらに大切です。

現代社会は、他者や自然を都合のいい道具や単なる手段の一部とみなす人間の本性が加速し、多様な価値観を認め合えずに、互いに対立し合っているのではないのでしょうか。続発する災害、エネルギーや環境の問題、経済格差^{けいざいかくさ}による貧困問題、自死・孤立、生きづらさや無自覚^{むじかく}の攻撃性、さらにはテロや武力紛争・戦争、差別を含む人権抑圧などの様々な悲しみと苦悩の現実があります。また、人口流動や家族形態の変化、過疎^{かそ}や少子高齢化、子どもや若者へのご縁づくり、国際的な伝道、法要や葬儀儀礼の簡略化など、様々な問題と課題に直面^{ちよくめん}し、私たちの伝道活動がたいへん難しくなっています。

世の中における私たちのいのちの営^{いとな}みと真実のみ教えの相統^{そうぞく}の前に山積する、こうした課題に仏法^{ぶつぽう}を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていきます。専如門主は、こうしてご本願に生かされて生きる私たちの姿について、「自分だけの安穩^{あんのん}を願うような自己中心的な生き方から、人々の苦悩をともにしていく生き方への転換であり、そこから大智大悲という如来のお徳^{とく}を真実と仰ぎ、それに沿^{あお}うよう努める念佛者の生き方が開かれてきます」（『親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要御満座の消息』）とご教示くださいました。私たちは宗門の英知^{えいち}を結集しながら、ともに「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）を更に推進いたしましょう。

2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨を簡潔に表したスローガンを掲げます。

【 結ぶ^{むす}絆^{きずな}から、広がる^{ひろ}ご縁^{えん}へ 】

3. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。

その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざして実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

今期も、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を＜貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}に向けて～Dāna for World Peace～＞－子どもたちを育むために－に定め、宗門での一体感を持って取り組むこれまでの方針を踏襲^{とうしゅう}します。宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

その一方で、それぞれの現場においては、早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、引き続き各教区(沖縄特区)・各組において独自に定めた実践目標を設定していただくことも可能です。その場合は、独自に定めた実践目標にも取り組んでいただきながら、併せて宗門全体の実践目標である＜貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}に向けて～Dāna for World Peace～＞－子どもたちを育むために－に取り組みしましょう。

重点プロジェクトを推進するにあたり、僧侶・門信徒のさらなる積極性をもとに、仏教婦人会や仏教壮年会、保育連盟、ビハーラ活動団体などの関係諸団体をはじめ、各々の地域の福祉行政や民間団体との連携^{はか}を図ることで、お互いの既存^{きぜん}の関係をより深いものにし、また、新しい関係性を構築^{こうちく}していく事例も多くみられます。僧侶と門信徒がともに、み教えと人権・平和への学びを深め、教学的課題と社会的課題へと向かい合い、個々の現場である寺院や組、教区(沖縄特区)がよりいっそう活性化されるように、英知を持ち寄りましょう。

(2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}を^むめて～Dāna for World Peace～＞

－子どもたちを^こ育^{はぐ}むために－

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在^{へんざい}により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子どもや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、この経済格差がもたらす貧困の問題は、紛争やテロを引き起こす大きな要素ともなっており、あらゆる人々が共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では、戦没者追悼法要をはじめ、戦後長く非戦平和への取り組みを進めてきました。そして、2015(平成 27)年の戦後 70 年を機縁^{きえん}として、3 年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、平和貢献策^{こうけんさく}に関する議論を積み重ねました。それを踏まえ、公聴会^{こうちょうかい}などで様々な意見をいただきました。そして、暴力・貧困・差別・不平等など戦争が起きる原因がない状態としての平和をめざす観点に立ち、平和実現のために国内外の貧困の克服に取り組むことが、今後注力^{ちゅうりょく}すべき課題であると総合的に判断しました。

また、「子どもの貧困」は、社会的に弱い立場にある子ども自身ではどうすることもできない貧困です。そして、そうした貧困は、やがて次世代へと連鎖していく傾向があります。念仏者として、子どもたちに寄り添うことが求められています。さらに、国際連合で SDGs^{エスディージーズ} (持続可能な開発目標)が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状を踏まえ、2018(平成 30)年度より、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、＜貧困の克服に向けて～Dana for World Peace^{ワールドピース}～＞^{はぐく}ー子どもたちを育むためにーを重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから実践し、生存に関わる貧困・人権を侵害する見えにくい貧困の克服に、今後も継続して取り組みます。

2025(令和 7)年に戦後 80 年を迎える今、いまだ世界中で戦争や紛争は絶えず、分断や対立はますます深まり、格差・貧困が深刻な問題となっています。私たちの取り組みは、今まで以上に重要になっているといえるでしょう。

(3) 推進期間

2024(令和 6)年度から 2027(令和 9)年度までの 4 年間

◇宗派公式ウェブサイトから「総合基本計画・重点プロジェクト」・「実践事例」・「基幹運動総括書」などのダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)兵庫教区総合基本計画

兵庫教区では、宗門の「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画をもとに以下の計画を推進していきます。

1. スローガン

「結ぶ絆から、広がるご縁へ」

2. 重点プロジェクト

重点プロジェクトの実践目標

①宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー

3. 推進期間

2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、従来通り各組において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

4. 教区の取り組み

◆御同朋の社会の実現をめざして

「兵庫教区 同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びとして、私たちの宗門の差別意識や体質が、いまだ抜きがたく存在している現状に対して、差別・被差別からの解放をめざし、兵庫教区内のすべての僧侶・門信徒自らが「御同朋の社会を実現」するための主体者として取り組んでいかねばなりません。

組同朋講座の開催については、これまで通り各組において開催をいただくよう教区より奨励していきます。兵庫教区内で惹起した2つの差別事件だけでなく、宗門内で、あらたな差別事件が惹起していく中で、未だ克服すべき課題が山積しています。

また、国が部落差別の存在を認め、差別解消を推進しなければならないと明記された「部落差別解消推進法」が施行され限られた期限内での取り組みではなく、継続的な取り組みが必要とされています。

◆非戦平和・環境（原発事故等）、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題への取り組みについて

専如門主のご親教『念仏者の生き方』において「今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩悩にあります」とお示しくださっています。

兵庫教区では、過去の歴史に学びながら、現代社会に生きていく念仏者として、非戦平和・環境（原発事故等）問題、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題に人びとの苦悩に寄り添いながら取り組んでいきます。

非戦平和推進検討委員会で作成した啓発資料等を活用するとともに、映画上映会、研修会を開催し、戦争をひきおこす、すべての行為を見逃さない取り組みを進め、平和を希求する念仏者の生き方とは何かを問う取り組みを進めます。

ハンセン病問題では、兵庫教区内にある２つの療養所、長島愛生園・邑久光明園の入所者の平均年齢が２０２４年で８８歳となり、行政や療養所でも対応が迫られているところですが、宗教者が果たすべき課題や役割も多く、療養所や入所者と緊密な関係を保ちながら具体的な対応や啓発活動を進めていく必要があります。

こうした課題に具体的な実践によって取り組んでいくことで「自他ともに心豊かに生きることのできる社会」をめざします。

◆災害時の安否確認システムを日常利用システムにまとめ簡素化に取り組む

兵庫教区では、2019年度まで重点プロジェクトとして情報共有システムを利用し、教区内全組が状況を把握し、互いに災害支援が行える組織をめざし取り組んでまいりました。

当時は専用のシステムを導入していましたが、コロナ禍を機会にネット・オンライン利用が普及することにより、これまで郵送していた教区内配布書類の電子化が進み、通知にはコミュメールを利用することになりました。そのコミュメールには災害時の安否確認機能も付していることが確認され、専用システムと日常利用システムを一つにまとめること

が可能になりました。

今後は、日常から教区内の連絡手段として使用しているコミュニメールを災害発生時の安否確認システムに利用することで、特別な研修を受けることなく緊急事態でも使用に慣れたシステムで安否報告を行うことができるようになります。

◆宗教法人（寺院）の運営と維持存続についての研究

過疎化や核家族・社会構造の変化によって伝道教化が困難な状況にあり、どのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。単身高齢者や老夫婦世帯などが増加し日本の全世帯の約半数が高齢者世帯となっています。このことは、伝道教化が困難な状況であるだけでなく、永年ご門徒として聴聞されてこられた方が、み教えやお寺との関係の伝承ができていないために、葬儀やお墓など、従来の儀礼にそぐわない形になるケースもあるようです。

過疎地域における宗教などの伝承は、その地域、集落全体で高齢者を中心に継承されてきましたが、情報化社会といわれながらも、核家族化社会になり、親から子へ子から孫へという生活・宗教・知恵などの伝承がなされなくなった現代社会において、これまでの寺院活動では青少年にアプローチできない側面があります。

また過密地域では、お寺との関わりをもっていない、若しくは、お寺から月参り等はするものの門信徒同士のつながりがない状況になっているように窺えます。

その結果、組・寺院では、教化組織・団体を構成する方々が高齢化し次世代へつないでいくためには、これまでの方法だけでは難しいというのが現状です。過疎・過密地域共に教化伝道活動が困難な状況であるためどのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。

兵庫教区では、立教開宗 800 年慶讃法要を契機に、実態の聞き取り調査による成功例の紹介並びに具体的な取り組みを模索していきます。法要法座の開催状況や開催方法の変化の調査・仏事の形骸化への対応策を検討していきます。

以 上

兵庫教区 重点プロジェクト①

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

	実践目標		宗門重点プロジェクトの実践目標（宗派・教区・組共通目標） ＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー
	期 間		2024 年度～2027 年度
	達成目標		社会変化に伴い核家族化が進み、弱者である子どもも、個・孤人化社会となり、その居場所が少なくなっている。そんな子ども達の居場所をお寺が提供する。
	推進計画	2024 年度	○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○お寺で取り組む「子どもの居場所（スペース）」づくり 本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○子ども たちが一定時間過ごせる空間の提案と内容検討 ○居場所案内のポスター・チラシの作成 ○各組織の協力と実働
		2025 年	○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○お寺で取り組む「子どもの居場所（スペース）」づくり 本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○子ども たちが一定時間過ごせる空間の提案と模索 ○各組織の協力と実働
		2026 年度	○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○2年間の活動を見直し、さらに必要な対応を進める。 ○お寺で取り組む「子どもと一緒に過ごせる居場所（スペース）」づくり、本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○各組織の協力と実働
		2027 年度	○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○お寺で取り組む「子どもと一緒に過ごせる居場所（スペース）」づくり、本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○各組織の協力と実働

兵庫教区 重点プロジェクト②

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

	実践目標		立教開宗 800 年を契機に浄土真宗の未来を探る
	期 間		2024 年度～2027 年度
	達成目標		立教開宗 800 年を契機に 10 年後 20 年後の僧侶像寺院像を模索する。
	推進計画	2024 年度	実態の聞き取り調査による成功例の紹介並びに具体的な取り組みの模索 ①法要法座の開催状況や開催方法の変化の調査 ②仏事の形骸化への対応策の検討
		2025 年	実態の聞き取り調査による成功例の紹介並びに具体的な取り組みの模索 ①法要法座の開催状況や開催方法の変化の調査 ②仏事の形骸化への対応策の検討
		2026 年度	実態の聞き取り調査による成功例の紹介並びに具体的な取り組みの集約 ①法要法座の開催状況や開催方法の成功例の紹介 ②仏事の形骸化への具体的な取り組みの集約
		2027 年度	実態の聞き取り調査による成功例の紹介並びに具体的な取り組み ①法要法座の開催状況や開催方法の成功例の紹介 ②仏事の形骸化への具体的な取り組みの集約

兵庫教区 各組達成目標一覧

実践目標：＜^{ひんこん}貧困の克服に向けて ～^{ダーナ}Dāna for World Peace～＞
 ー子どもたちを^{はぐく}育むためにー

	組 名	達成目標
1	阪神東組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー「世界平和のためのお布施」 ①貧困問題や子どもたちの問題等に関わる活動を行っている団体との情報共有・ネットワーク作り ②重点プロジェクトに関する情報共有・発信にも活用可能な、時代に即した組内のウェブ環境の整備・拡充
2	阪神南組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①心の貧困について問題提起 ＜実践目標(1)：これからの浄土真宗はどうあゆむべきか＞ ～地域社会の人とお寺～
3	阪神西組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 貧困問題についての学びを深め、共に出来ることを考え実践していく（SDG s） ＜実践目標(2)：御同朋の社会の実現＞ 一人一人が大切にされる社会、一人一人が大切にする社会の実現
4	阪神北組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 貧困問題についての学び 現状の理解と寺院の役割
5	神戸東組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 常にわがみをふりかえる阿弥陀如来のお心を鏡とする ①災害支援：被災体験からともに歩む ②僧侶の意識改革：イノベーション、今こそ ③キッズサンガ：お寺から子どもの声がする

6	神戸中組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 貧困は金銭的なものに限らず孤独等の心の貧困もある、その子どもたちの為に、お寺のみならず地域で取り組む ＜実践目標(2)：災害における寺院の活用について＞
7	神戸湊組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①戦後 80 年を迎える新たな歩みを組内・各寺院で
8	神戸西組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①お寺おやつクラブ（ワンコインそえて）
9	北 摂組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①地域の貧困家庭への支援、及び地域のつながりの強化 ＜実践目標(2)：寺院と門徒さんとの結びつき強化、及びそれに伴う災害義援金活動＞ ①寺院住職だけでなく門徒さんを交えた活動を行う
10	神 明組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ＜実践目標(2)：御同朋の社会の実現＞
11	淡 路組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ① 貧困問題についての学びを深める ② 組内における貧困の状況と寺院及門徒の活動状況の把握に努める ＜実践目標(2)：いのちに寄り添う傾聴のこころを大切にする＞ ①平和・環境・人権等、いのちに関わる諸問題の学びを深める ②組、寺院、門徒の諸問題における傾聴のこころを大切にする
12	播磨東組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①国内では、「子どもたちを育むために何が必要か」の観点から『子どもの安全・安心の確保』に重点を置き、『人の目の垣根隊』として子ども達の登下校に寄り添う ②国外では、NPO 法人ラリグラス『ネパール支援』に協力し、ネパール・カ

		トマンズ「就学支援部金」を各総会・研修会時に呼びかける。又、各寺院に於いても参拝者に協力を願う
13	播磨中組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①実践目標について、組内僧侶・門信徒に周知し、組として取り組むべき課題を検討する ②組の行事においてワンコインダーナを実施する。 ③キッズサンガの継続実施とともに、実践目標との関連を強化する内容を検討する
14	多可組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 各種行事等において貧困対策募金活動をする ＜実践目標(2)：寺院の活性化＞ 門徒戸数の減る中、お参りを増やす
15	加古川組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①持続可能な寺院活動の実現に向けて ●貧困問題について学ぶ ●子どもの居場所づくりーキッズサンガの開催ー ●人口縮小時代の寺院活動を考える ①御同朋の社会の実現に向けて ●人権問題への学びを考える ●自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現
16	高砂組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①貧困問題の学びを深めるための学習会の開催 ②お寺で取り組む「子どもの居場所（スペース）」づくり ③市内子ども食堂の実態把握 ＜実践目標(2)：防災、災害時の支援整備＞

		① 防災、災害時の支援のための組単独の見舞金支給制度を充実させる ② <実践目標(3): 新たにご縁を頂く門信徒、従前からの門信徒への正しい伝道のための啓発パンフレットを発行する> 啓発パンフレットの素案を検討し発行する
17	神 崎組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー ①貧困問題について学びを深めるための学習会 ②貧困問題にかかわる宗教者としての実践運動 ③子どもたちを育むために「子ども・若者ご縁づくり」活動の推進
18	神 姫組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー 出来る事から始めよう ①貧困の現状を知る ②ホームレスへの支援の具体的取り組み
19	姫路東組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー 社会変化に伴い生活の個・孤人化が進むなか、子どもをはじめとする弱者への目配りやその場所づくりをお寺が中心となって行っていくために、学びから準備・実践へと推進していく ①そもそも「貧困問題」とは？「お寺」に何ができるのか？ ②「お寺」で取り組む「子ども（弱者）たちの居場所」づくり ③「居場所」案内の作成と実働及び掲示伝道による啓発活動
20	姫路南組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー
21	姫路中組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー
22	姫路西組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー 組活動の立て直しと活性化（組内全寺院の参画をめざして）コロナウイルス感染拡大に伴い中止等余儀なくされた活動の再開と従前の活動より更な

		る飛躍をめざして
23	網 干組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 全寺院参加で協力し合える組活動推進 ＜実践目標(2)：組内寺院の協力関係強化＞ 組活動推進
24	揖龍東組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ＜実践目標(2)：立教開宗 800 年を契機に浄土真宗の未来を探る＞ 立教開宗 800 年を契機に 10 年後 20 年後の僧侶像寺院像を模索する
25	揖龍西組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ＜実践目標(2)：三部会による活気ある寺院活動の実施＞ ①社会対応部・活動テーマ【いのちの尊さにめざめる】 ②門徒推進部・活動テーマ【人材育成に取り組む】 ③寺院活性部・活動テーマ【子ども若者ご縁づくり】
26	新 宮組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 近隣の子ども達への支援活動を調査し、協力できることを具体化し、寺院として継続支援できる方策を実線する
27	赤穂南組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①子どもたちの笑顔のための募金への募金活動 ②学習会・研修会の実施 ③子どもたちが楽しめる催しの実施
28	赤穂北組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ＜実践目標(2)：親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年を機縁として浄土真宗の明日を考える＞

		～深まるご縁を～
29	宋 栗組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ① 子ども居場所作り ＜実践目標(2)：葬送儀礼＞ ①葬儀の本質が見失われつつあるなか、葬儀が仏法と出あうご縁を進める ＜実践目標(3)：聞法のつどい＞ ①門信徒の皆様にご縁を深める法座の開催
30	佐 用組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ① 貧困問題についての学びを深める ② 組内寺院での貧困問題についての取り組みをとりまとめ、検討を加えて、以後の組活動へつなげる。 ③ フードバンク・フードドライブ・子ども食堂への協賛 ④ さまざまな差別事象を通して学習を深める。 ⑤ 災害対応、災害支援活動
31	多 紀組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ＜実践目標(2)：多紀組 御同朋の集いを実施＞
32	氷上東組	＜実践目標(1)：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー 丹波市内から貧困の克服に取り組む ※保護司・民生委員との連携しパイプ役を担う ＜実践目標(2)：障害者支援施設と連携を図り、施設が起案するフェスティバル等に積極的に寺院や門徒が関わる＞ 自他共に周辺地域の社会意識の偏見を取り除く事により、互いに支え合って共に生きていく
33	氷上西組	＜実践目標(2)：同朋講座の開催＞ ＜実践目標(3)：お寺の垣根を越えて子どもたちを育む

		(キッズサンガの実施) > <実践目標(4): 門徒戸数の減る中、過疎地における寺院のあり方>
34	朝 来組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー 社会変化に伴い弱者であるこどもの居場所がなくなっている。そんなこども達の居場所をお寺提供する
35	養 父組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー ①住職研修、総代等研修、坊守等研修を再開し、重点プロジェクトを推進する ②ネットを利用した組内の連絡手段を作る
36	出 石組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー <実践目標(2): 過疎化における持続可能な寺院を考える研修会> ～現状把握と危機意識の共有～
37	城 崎組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー ①「貧困の克服に向けて」という課題に対して 積極的な取り組みを実施する ②合同研修会を開催し僧侶・門信徒が意義と課題を 共有し教化伝道に努める
38	岡山南組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー 子ども食堂の活動に参加協力することによって、子どもの貧困問題についての知識を得るとともに、貧困問題を抱える家庭への具体的対策を行う
39	岡山北組	<実践目標(1): 貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを育むためにー ①貧困問題についての学びを深める ②子ども達のための募金活動および組内フードバンクへの寄付

2023 年度

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）事業報告

1.重点プロジェクトの推進 重点目標

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1) 宗門重点プロジェクトの実践目標

①兵庫教区 重点プロジェクト

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー

【成果と課題】

課題：お寺で取り組む「子ども居場所（スペース）」づくりについては、具体的な取り組みができなかった。来年度は、子ども若者ご縁づくり推進委員会にて、取り組み内容を検討することとなった。

(2) 兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

②兵庫教区 重点プロジェクト

コロナ禍で始める工夫した教化・伝道方法の構築

ブロック巡回開催【Zoom ミーティング活用】

（第 11 回宗勢基本調査に基づくブロック毎の解説）

【成果と課題】

成果：全教区に先駆け、第 11 回宗勢基本調査の解説を、教区内にブロックを分け、オンラインを活用して実施することで寺院を取り巻く状況を共有した。

③兵庫教区 重点プロジェクト

親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年に向けて念仏者の学びの推進

兵庫教区・神戸別院親鸞聖人御誕生 850 年

・立教開宗 800 年慶讃法要の僧侶向け協賛行事

9 月 14 日（木）シンポジウム「浄土真宗の未来を探る」

参加人数：会場 71 名・オンライン 41 名

【成果と課題】

課題：ブロック巡回で共有した課題を、寺院の運営の維持存続つながる内容まで昇華できなかった。

2.「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査

(2)「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換

① 組重点プロジェクトリーダーとの連携・研修会の開催

(3) 御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会

①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催

【僧侶・寺族部門対象】 24 組

【一般部門対象】 16 組

【組重点プロジェクト】 7 組

【成果と課題】

成果：コロナ禍以降、年々開催組が、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。

3.「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇【専門委員会】研修講師団運営委員会

(1)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

(2)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催

<1 回> 7 月 27 日（木）

講 題 「ハンセン病差別と向き合うー本願寺教団の歩みと課題ー」

講 師 伯水永雄 師（同和教育振興会事業運営委員会副委員長）

参加人数：来場 7 名・Zoom 参加 8 名

【成果と課題】

課題：年 2 回の研修会を開催していたが、1 回しか開催できなかった。研修内容をどのような内容にするかが課題

(3)教区研修講師団研修協議会の開催（随時開催）

上記(2)と同時開催

(4)近畿同朋運動推進協議会との連携

第 63 回総会・会員研修会 6 月 26 日（月）本願寺 伝道本部 3 階 大会議室

参加人数 82 名（兵庫教区 15 名）

寺院女性研修会 11 月 2 日（木）本願寺神戸別院

参加人数 73 名（兵庫教区 22 名）

会員研修会 2 月 22 日（木）ホテル日航奈良

参加人数 58 名（兵庫教区 13 名）

(5)差別解放運動団体との連携

同和問題にとりくむ兵庫県宗教教団連絡会議事務局

10 月 28 日（土） 人権啓発研究第 44 回兵庫県集会 兵庫県立のじぎく会館

参加者 7 名（現地 4 名・zoom3 名）

11 月 4 日（土） 兵庫県水平社創立 100 周年記念大会 ラッセホール

参加者 4 名

(6)社会のあらゆる差別解消のための取り組み

①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

(1)研修資料・教材の作成検討

4.平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇【専門委員会】非戦・平和推進検討委員会

(1)非戦・平和への取り組みの検討

①非戦・平和推進のための研修会の開催

②千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9 月 18 日（月：敬老の日）

動画配信 別院本堂（オンライン参拝）

③非戦・平和推進の啓発活動の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(2)ハンセン病問題の啓発活動

①リーフレットを活用したハンセン病問題の啓発活動

②長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

11 月 21 日（火）現地研修（清掃・交流会）参加人数 8 名

3 月 30 日（土）教区仏壮現地研修会（研修・交流会）参加人数 60 名

③長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の今後の展望の検討

④長島愛生園真宗同朋会 降誕会・報恩講への参拝奨励並びに現地研修

(3)社会問題への取り組み

①ビハーク活動の推進

②矯正教化活動への取り組み

③高齢社会に対しての宗教者としての取り組みの検討

5.人材育成の取り組み

◇【専門委員会】連研委員会 7月12日・9月26日・3月5日

(1)連研（門徒推進員養成連続研修会）の推進

①組連研開催の充実・推進・広報

全組での開催をめざして未開催、休止組への対応

【開催組】12組

神戸東・北摂・播磨中・加古川・高砂・神崎・神姫・姫路中・姫路西・赤穂南・
赤穂北・宍粟・朝来・出石

②連研のための研究会の開催

＜第1回＞ 10月5日（木）参加人数35名

「全員聞法・全員伝道 ～連研はじめてみませんか～」

③連研修了者大会の開催

兵庫教区第21回連研修了者大会

7月22日（土）参加人数70名「ご縁を慶び、お念仏とともに」

④『新研修読本』を活用した研修会の開催

⑤連研内容の検討

【成果と課題】

成果：コロナ禍で休止されていた組連研が再開された。また、参集型の大会を開き、
中央教修受講への機運を醸成することが出来た。

課題：連研を再開した組もあるが、まだ休止中の組が多く、連研再開を促していくこ
とが課題。

(2)門徒推進員の登録の奨励

① 門徒推進員中央教修の受講の奨励

(3)中央実習修了者の人材の活用

1月31日（水）「連研」活性化に向けた教区打ち合わせ会 参加人数13名

◇【専門委員会】子ども・若者ご縁づくり推進委員会 4月27日・3月29日

マネージャー会議 5月16日・6月23日・9月11日・10月18日

・11月21日・1月18日・2月5日・2月26日

(1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

①各組サポーターとの連携

＜サポーター研修会＞

日 時：2月18日（日）13：30～17：00

場 所：本願寺神戸別院（Zoom 併用にて開催）

講 師：篠原 嘉一さん（NIT 情報技術推進ネットワーク（株）代表取締役

テーマ：「スマホや SNS トラブルから身を守るために」

参加者：26 名（Web 参加 8 名）

＜モルック大会＞

（新 春※一般向け）1月21日（日）場所：本願寺神戸別院 9 チーム・27 名

（若者向け※高校生対象 1月28日（日）場所：本願寺神戸別院 7 チーム・21 名

＜サポーター研修会・若者向け研修会＞ 2月18日（日）本願寺神戸別院（Web 併用）

＜クリーンキャンペーン＞11月25日（土）本願寺神戸別院周辺 22 名

②各組「子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励 11 組

【阪神南・神戸西・播磨中・加古川・姫路中・姫路西・網干・宍粟・氷上東・朝来
・岡山南】

③各教化団体との連携

12月23日（土）少年連盟 第29回震災支援「報恩講子どもの集い」参加者 133 名

3月24日（日）仏教青年連盟研修会「学びと笑い」参加者 100 名

(2)ご縁づくりのための啓発資料の活用

活動推進の為にリーフレットの作成 作成部数：2,000 部

(3)その他

今後の更なる子ども・若者ご縁づくりの推進方法（部会等の設置）の検討

【成果と課題】概ね事業計画通りに活動を実施することが出来た。また、これまでご縁
のなかった人が各種研修会やイベントに参加されるなどご縁づくりが
確実に広がっており、次年度以降も積極的に活動の推進を図りたい。

◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会

(1)各教化組織団体と連携

- ①教区統一の研修テーマでの研修
- ②次代を担う念仏者の養成
- ③次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

＜教化団体・所属団体＞

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟
寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟
ビハーラ兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

(2)その他

得度講習会 7月28日（金）～29日（土）

得度考査 7月30日（日）

6.いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)災害対応：防災システム構築と充実

- ①寺院の防災システムへの初期登録やアドレス変更の確認奨励
- ②防災システム取扱いマニュアルの検討
- ③防災システムの利用に慣れるための取り組み
- ④別院に備える災害対策備蓄品の購入

【成果と課題】

成果：2015年より導入したセコム安否確認サービスによりより迅速な被災状況の確認ができるようネット回線を利用した各寺院からの報告システムへの考えが浸透したように感じられる。

課題：多くのシステムを利用することで緊急事態にどのシステムを使用すべきか迷うことが考えられるため、日常的に使用している連絡システムで安否確認を行えるよう移行する。

(2)阪神・淡路大震災総追悼法要 1月17日（水）

- ①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修 80名参拝 YouTube 配信 276回
- ②宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読 3名

③1.17「いのち」を考える研修会の開催

講演：伊藤史隆 氏（朝日放送テレビアナウンサー・神戸新開地 喜楽館支配人）

【成果と課題】

成果：コロナ禍より、オンラインでの配信のみから、会場に講師を招き講演会を行うことに戻していくことで、より場が一体となる講演会の雰囲気来院された方に感じてもらうことができるようになった。

課題：以前より実施している「メディアへの露出がある講師を招くことで初めて神戸別院へ参拝する縁となる講演会にする」ことを考え、どのような講師が幅広い方に興味を持ってもらえるかを検討する。

◇【専門委員会】自死者追悼法要実行委員会 9月6日・3月25日

(1)自死問題へ取り組む人材の養成

12月6日（水）スタッフ養成研修会 参加人数9名

講師 竹内志津香さん（NPO 法人ゲートキーパー支援センター代表）

1月24日（水）自死者追悼法要リハーサル 参加人数15名

(2)自死問題について考える研修会の開催 参加人数15名（来場6名・オンライン9名）

11月9日（木）自死問題公開講座 講師 石倉紘子氏（こころのカフェきょうと代表）

(3)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

2月4日（日） 参加人数16名（来場14名・オンライン2名）

【成果と課題】概ね事業計画通りに活動を実施することができた。

ただし、法要実施にあたるスタッフが固定化しているため、

引き続き研修会への参加を呼びかけ、新しいスタッフの参加を模索していきたい。

7.宗教法人(寺院)の運営と維持存続についての研究

(1)実態の聞き取り調査による成功例の紹介並びに具体的な取り組みの模索

※ブロック巡回開催（第11回宗勢基本調査に基づくブロック毎の解説）

9月14日（木）協賛行事シンポジウム「浄土真宗の未来を探る」参加人数120名

①法要法座の開催状況や開催方法の変化の調査

(2)仏事の形骸化への対応策の検討

8.過疎・過密地域への対応

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会

(1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

①教区内寺院のホームページ作成支援の検討

【成果と課題】

成果：慶讃法要の協賛行事で行ったシンポジウムを通して、兵庫教区内の各地域の現状を伝える活動ができた。

課題：一年度の行事で終了するのではなく、継続し今後の浄土真宗本願寺派の寺院としてどのような将来を考えることができるかに繋がる対応を行う必要がある。

9.文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数年 4 回 発行部数 1 回 1,300 部

②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行・頒布普及

発行回数年 3 回

【執筆者】おぼん…福岡智哉（揖龍東組 圓福寺）4,980 部

報恩講…浅井佳信（阪神北組 称名寺）2,465 部

春彼岸…谷川弘顯（神戸湊組 高松寺）2,940 部

③教化資料等の配布の検討

【成果と課題】

成果：教区新報・リーフレットは、計画通り発行した。

課題：SNS での広報等を行ったがリーフレット報恩講と春彼岸の頒布数振るわなかった。

(2)ホームページの機能充実、SNS の活用による情報提供

①全寺院用メール送信システム（コミュメール）の普及推進

②YouTube・Facebook・Instagram・公式 LINE による情報発信

③YouTube・Facebook・Instagram・公式 LINE 登録奨励

④参拝者用ホームページ作成

【成果と課題】

成果：コミュメールの登録寺院数は 375 か寺（8 月 29 日現在）組長改選に伴い、組長を通じて組内へ登録を奨励する組が増えたように感じられる。

Facebook はフォロアーが 1000 人を超え、Instagram もそれに伴い増数となっている。

課題: 参拝者用ホームページは作成を進めているが公開にもう少し時間を有する状況。

10.その他

(1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会 6月6日(火)

(2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会 10月17日(火)

以 上

2023年度 組「御同朋の社会をめざす運動」推進研修等実施一覧

No.	組 名	寺数	僧侶・寺族部門				一般部門				重点プロジェクト実施報告			
			期日	会 場	講 師 名	人数	期日	会 場	講 師 名	人数	期日	実践目標	概要	人数
1	阪 神 東	25	12/21	飛鳥	西田智教	14	9/8	西正寺	近藤龍樹	25				
2	阪 神 南	24	12/25	都ホテル尼崎	杉本光俊	11								
3	阪 神 西	21												
4	阪 神 北	21												
5	神 戸 東	30					2/6	円光寺	香川真二	33				
6	神 戸 中	28	9/27	神戸別院	杉本照顕	15								
7	神 戸 湊	21												
8	神 戸 西	26	10/25	法泉寺	多村至恩	11								
9	北 摂	20	2/20	極楽寺	井上浩義	13	6/27	正光寺	高崎長英	26				
10	神 明	22	1/20	西明石キャッスルホテル	近藤龍樹	70								
11	淡 路	9												
12	播 磨 東	15										貧困問題	NPO法人支援協力	
13	播 磨 中	21	6/22	善稱寺	棚原正智	23	10/29	光正寺	竹内俊之	87				
14	多 可	10												
15	加 古 川	28	9/26	南宗寺門徒会館	牧野 仁	13	7/20	花淨院 水足店	宇野哲哉	90		お寺の未来	少子高齢化におけるみ教えの伝承	24
16	高 砂	19	2/6	西蓮寺	棚原正智	18	6/22	生石研修センター	竹内俊之	45		新たなご縁づくり	リーフレット作成	7
17	神 崎	20	12/26	教願寺	霜尾吏澄	20	11/9	長島愛生園	高崎正英	30				
18	神 姫	13	2/3	正光寺	藤朶義文	14	9/16	常德寺	近藤龍樹	23				
19	姫 路 東	16	6/16	明源寺	高崎正英	16								
20	姫 路 南	16												
21	姫 路 中	21	1/25	光照寺	棚原正智	24	2/17	法性寺	香川真二	25				
22	姫 路 西	23	10/5	本誓寺	棚原正智	18						貧困問題	子ども寺子屋	336
23	網 干	24	3/19	徳善寺	棚原正智	18	10/2	圓勝寺	西田智教	30				
24	揖 龍 東	19												
25	揖 龍 西	26	2/22	専龍寺	尺一順大	13	2/22	専龍寺	尺一順大	13				
26	新 宮	15	12/13	ふれあい	高崎正英	9	8/31	西勝寺	棚原正智	21				
27	赤 穂 南	13												
28	赤 穂 北	21	2/16	得乗寺	棚原正智	20								
29	宍 粟	20	9/15	西光寺	霜尾吏澄	27								
30	佐 用	15	12/24	生きがいづくりセンター	棚原正智	21	8/19	三日月地域交流センター	井上浩義	67				
31	多 紀	23												
32	氷 上 東	17	12/5	魚幸	井上浩義	13								
33	氷 上 西	18	12/8	飛鳥	澤田知寿	7								
34	朝 来	16	2/27	如来寺	高崎正英	16	7/15	如来寺	西田智教	51				
35	養 父	16												
36	出 石	18	7/22	西宗寺	宇野哲哉	16	12/3	北道地区コミュニティセンター	宇野哲哉	36		過疎対策	寺院消滅の課題を共有	41
37	城 崎	21												
38	岡 山 南	19	2/6	ビュアリティまきび	山本典良	13						貧困問題	こども食堂への物品提供	19
39	岡 山 北	14												
	合 計	764	開催組	25		453		15	参加延べ数	602	開催組	6		427

2023年度【22期後期】 組連研開催・助成金申請状況

組名	連研開催状況
阪神東	2022年度に21期終了
阪神南	2019から停止中(コロナのため)
阪神西	2017から停止中(コロナのため)
阪神北	2019から休止中
神戸東	2022年度に22期終了
神戸中	
神戸湊	2017から停止中(コロナのため)
神戸西	休止中
北 摂	2023年度は後期
神 明	休止中
淡 路	2019から休止中
播磨東	2020から休止中
播磨中	後期終了
多 可	2019から休止中
加古川	2023年度は後期
高 砂	2023年度は後期
神 崎	前期開催中
神 姫	後期終了
姫路東	休止中
姫路南	未開催

組名	連研開催状況
姫路中	前期開催中
姫路西	2023年度は後期
網 干	2022年度に21期終了
揖龍東	2020から休止中
揖龍西	2022年度に21期終了
新 宮	2020から休止中
赤穂南	前期開催中
赤穂北	前期開催中
穴 栗	前期開催中
佐 用	2020年度19期終了
多 紀	休止中
氷上東	休止中
氷上西	2020から停止中(コロナのため)
朝 来	後期終了
養 父	未開催
出 石	後期終了予定
城 崎	休止中
岡山南	2019から休止中
岡山北	2020から停止中(コロナのため)

13組開催【北摂・播磨中・加古川・高砂・神崎・神姫・姫路中・
姫路西・赤穂南・赤穂北・穴栗・朝来・出石】

2023（令和5）年度 各組子ども・若者ご縁づくり開催一覧

No.	組	開催日時	会場	参加人数	テーマ	特記事項
1	播磨中	7月22日	光専寺	53名 (子ども25名)	すべての人たちの居場所	組のキッズサンガとしてお寺と疎遠となっている子ども・親御さんにお寺に足を運んでもらい、阿弥陀さまとのご縁づくりを目的に開催。 参加した子どもたちからは「来年も参加したい」と笑顔がこぼれていた。
2	宍粟	8/1～3	西光寺	45名 (子ども9名)	いのちのかがやき	組のサマースクールとして開催。今年で28回目。コロナ禍の影響もあり4年ぶりに2泊3日での開催となった。参加者は9名と少なかったが、少人数なりに密な行動が出来た。
3	網干	8月2日	寂静寺	40名 (子ども30名)	お寺で友達を作ろう	コロナ禍の影響で4年ぶりの開催。募集直後に定員が満員となり、開催を心待ちにしていたことが伺える。スタッフも来年も開催したいとの思いが強く、子どもたちからも「また来年も集まろうね」との声が挙がっていた
4	神戸西	8月25日	現光寺	140名 (子ども80名)	神戸西組子どもたちのつどい	コロナ禍の影響で4年ぶりの開催。地域の小学校にも声掛けを行い、子どもが多数参加。つどいでは、木工アクセサリー作り・バルーンアート・射的・紙漉きなどの多くのクラフトブースを設けるなど思考を凝らした内容で開催。
5	氷上東	8月26日	照蓮寺	50名 (子ども18名)	お寺に集まれ子どもたち	境内で様々の夜店を出店しとても賑やかな行事となっている。また、普段ではお寺に来ることの少ない若い保護者やスタッフも多く参加しており、今後のご縁づくりに繋がるものとなっている。
6	阪神南	9月9日	浄元寺	49名 (子ども36名)	お寺でサマースクール	スタッフの人数が少ないが、しっかりと役割分担をして子どもたちが楽しめるようなプログラムが設定されている。参加した子どもたちの保護者からも「来年も是非参加させたい」と非常に好評であった。
7	岡山南	9月30日	MOMIJIYA F.C	38名 (子ども2名)	坊withご縁企画	対象を若者をメインとして、今までお寺（僧侶）とのご縁がなかった方にもスポーツを通じて、気軽に参加してもらいたいとフットサルイベントとBBQを企画。スポーツメインのイベントであったが、参加者から仏教についての質問があったりと充実したご縁づくりの時間となった。
8	姫路中	10月28日	西徳寺 法性寺 真行寺	68名 (子ども20名)	お寺巡りキッズサンガ	組内の3ヶ寺のお寺を会所として、お寺巡りを開催。行った先のお寺で違った内容のアトラクションやクラフトなどを実施している。多くのスタッフも携わりご縁づくりとして相応しい内容となっている。
9	朝来	10月15日	唯念寺	31名 (子ども14名)	みんなで報恩講	報恩講として実施。参加した子ども達は、会場側にある畑で、さつまいも芋堀も実施。初めての参加者も多数おり、今後のご縁づくり繋がるに期待がもてる内容となっている。
10	加古川	2月11日	神戸別院他	28名 (子ども19名)	加古川組キッズサンガ	バス旅行として企画。普段、お寺に行き阿弥陀さまに手を合わせる事のない子どもたちにご縁を繋ぐために、神戸別院へも参拝。職員から別院の沿革や仏具等の案内も行い、初めて別院へ来た子どもたちも興味津々の様子であった。
11	姫路西	11月23日	本誓寺	35名 (子ども23名)	姫路西組キッズファーム	芋ほり大会として実施。組内の門徒総代さんたちも協力するなど幅広い世代との交流する良い機会となった。参加者の中には特別支援学校の児童の参加もありスタッフ側も行動の支援や作業の支援の方法を学ぶ機会となった。

2024 年度
「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）事業計画

1.重点プロジェクトの推進 重点目標

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1) 宗門重点プロジェクトの実践目標

①兵庫教区 重点プロジェクト

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー

(2) 兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

②兵庫教区 重点プロジェクト

立教開宗 800 年を契機に浄土真宗の未来を探る

2.「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査

(2)「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換

① 組重点プロジェクトリーダーとの連携・研修会の開催

(3) 御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会

①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催

3.「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇【専門委員会】研修講師団運営委員会

(1)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

(2)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催・・・年2回

(3)教区研修講師団研修協議会の開催（随時開催）

(4)近畿同朋運動推進協議会との連携

2月3日（月） 近畿同朋運動推進協議会 創立70周年記念大会

(5)差別解放運動団体との連携

(6)社会のあらゆる差別解消のための取り組み

- ①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

- (1)研修資料・教材の作成検討

4.平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇【専門委員会】非戦・平和推進検討委員会

- (1)非戦・平和への取り組みの検討

- ①非戦・平和推進のための研修会の開催
- ②千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9月18日（水）
動画配信 別院本堂（オンライン参拝）
- ③非戦・平和推進の啓発活動の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

- (2)ハンセン病問題の啓発活動

- ①リーフレットを活用したハンセン病問題の啓発活動
- ②長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催
- ③長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の今後の展望の検討
- ④長島愛生園真宗同朋会 現地研修の開催

- (3)社会問題への取り組み

- ①ビハーク活動の推進
- ②矯正教化活動への取り組み
- ③高齢社会に対しての宗教者としての取り組みの検討

5.人材育成の取り組み

◇【専門委員会】連研委員会

- (1)連研（門徒推進員養成連続研修会）の推進

- ①組連研開催の充実・推進・広報
全組での開催をめざして未開催、休止組への対応
- ②連研のための研究会の開催
- ③『新研修読本』を活用した研修会の開催
- ④連研内容の検討

- (2)門徒推進員の登録の奨励

- ① 門徒推進員中央教修の受講の奨励

(3)中央実習修了者の人材の活用

◇【専門委員会】子ども・若者ご縁づくり推進委員会

マネージャー会議

(1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

①各組サポーターとの連携

＜モルック大会＞

（一般向け）7月13日（土）場所：本願寺神戸別院

＜寺院子弟向けイベント＞

「TERA mates Fes（テラ メイツ フェス）」8月19日（月）場所：本願寺神戸別院

②各組「子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励

③各教化団体との連携

(2)ご縁づくりのための啓発資料の活用

子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）ガイドブック活用

(3)その他

◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会

(1)各教化組織団体と連携

①教区統一の研修テーマでの研修

②次代を担う念仏者の養成

③次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

＜教化団体・所属団体＞

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟

寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟

ビハーラ兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

(2)その他

得度講習会 7月26日（金）～27日（土）

得度考査 7月28日（日）

6.いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)災害対応：安否確認システム構築と充実

- ①寺院の安否確認システムをセコムよりコミュメールへ移行
- ②教区内寺院へのコミュメール登録奨励
- ③別院に備える災害対策備蓄品の購入

(2)阪神・淡路大震災総追悼法要 1月17日（金）

- ①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修
- ②宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読
- ③1.17「いのち」を考える研修会の開催

◇【専門委員会】自死者追悼法要実行委員会

- (1)自死問題へ取り組む人材の養成 12月頃実施予定
- (2)自死問題について考える研修会の開催 11月頃実施予定
- (3)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修 2月8日（土）

7.過疎・過密地域への対応

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会

- (1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討
 - ①教区内寺院のホームページ作成支援の検討

8.文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

- (1)啓発資料の作成
 - ①教区新報 HYOGO の発行
発行回数年4回 発行部数1回1,300部
 - ②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行・頒布普及
発行回数年3回

【執筆者】おぼん…藤井大顕（氷上東組 明光寺）
報恩講…窪田憲龍（揖龍西組 源徳寺）
春彼岸…津守秀憲（神戸中組 徳本寺）
 - ③教化資料等の配布の検討
- (2)ホームページの機能充実、SNSの活用による情報提供
 - ①全寺院用メール送信システム（コミュメール）の普及推進

②YouTube・Facebook・Instagram・公式LINEによる情報発信

③YouTube・Facebook・Instagram・公式LINE登録奨励

④参拝者用ホームページ作成

9.その他

(1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会 4月4日（木）

(2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会 5月23日（木）

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区活動図

「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

1. 重点プロジェクトの推進 2020(令和2)年度～2023(令和5)年度
 - (1) 宗門重点プロジェクトの重点目標
 <貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～>
 ー子どもたちを育むためにー
 - ① 兵庫教区 重点プロジェクト
 - (2) 兵庫教区重点プロジェクトの実践目標
 - ② 兵庫教区 重点プロジェクト
 コロナ禍で始める工夫した教化・伝道方法の構築
 - ③ 兵庫教区 重点プロジェクト
 親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年に向けて念仏者の学びの推進
2. 「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括
 - (1) 組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会の連携と進捗状況の調査
 - (2) 組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換
 - (3) 『御同朋の社会をめざす運動』人権啓発研修会
3. 「御同朋の社会の実現」のための取り組み ※専門委員会設置
4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み
 - (1) 非戦・平和推進の検討 ※専門委員会設置
 - (2) ハンセン病問題の啓発活動 ※専門委員会設置
 - (3) 社会問題への取り組み
5. 人材育成の取り組み ※専門委員会設置
6. いのちの尊さを伝える取り組み
 - (1) 阪神・淡路大震災災害物故者総追悼法要の勤修
 - (2) 1.17「いのち」を考える研修会の開催
 - (3) 自死者追悼法要 ※専門委員会設置
7. 過疎・過密地域への対応
 - (1) 過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討
8. 文書伝道の充実
 - (1) 啓発資料の作成
 - (2) ホームページの機能充実、SNSの活用による情報提供

専門委員会

◆「御同朋の社会の実現」のための取り組み

研修講師団運営委員会

- (1) 「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会並びに教区研修講師団研修協議会
 - (2) 組同朋講座【僧侶・寺族部門】【一般部門】の開催
- ##### 同朋啓発研修委員会
- (1) 研修資料・教材の作成

◆平和・ヤスクニ・ハンセン病問題 ・環境問題への取り組み

- ##### 非戦・平和推進検討委員会
- ##### 長島愛生園・邑久光明園の 宗教関係行事等の将来展望検討専門委員会

◆人材育成の取り組み

- ##### 連研委員会
- (1) 連研(門徒推進員連続研修会)の推進
 - (2) 門徒推進員の登録の奨励
- ##### 子ども若者ご縁づくり推進協議会
- (1) 「子ども・若者ご縁づくり(キッズサンガ)」の支援体制の確立
 - (2) ご縁づくりのための啓発資料の活用
- ##### 教化組織代表者協議会
- (1) 各教化団体と連携

◆いのちの尊さを伝える取り組み

- ##### 自死者追悼法要実行委員会
- (1) 自死問題への取り組み人材養成
 - (2) 自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

2024年度 各組助成金交付一覧

助成金対象の行事・事業		教 区	宗 派	合 計	備 考
一 般	教区費完納奨励 教化助成費	完納額 の5%	勸励要綱 にて	左記の合計	(教区)7月末日までの 完納組に対して5%
実践運動	組実践運動推進助成金		20,000	20,000	
	実践運動 組事務補助費		180,000	180,000	
	組重点プロジェクト 推進実施		20,000	20,000	報告書の提出
	組同朋講座 (僧侶・寺族部門)	30,000	5,000	35,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題を原則) (但し1ヶ月以内に報告)
	組同朋講座 (一般部門)	30,000		30,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題による 研修が望ましい)
布 教 団	組布教大会	20,000		20,000	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)
	組青年布教使 布教大会	10,000		10,000	事前に申し込み (出向者は教区より派遣) 年度内6組まで先着
門徒総代会	組門徒総代 研修会	10,000		10,000	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)
連 研	組連研開催助成 (1期2年間の開催)	100,000 (1期/200,000)	(1期/20,000)	左記 申請額 の合計	2年間12回を原則 (36時間以上) 計画・報告書の提出 宗派は1期に対して の助成金額 教区は1年ごとに 100,000円を助成
子ども若者 ご縁づくり	子ども・若者ご縁づくり (キッズサンガ) 開催助成	30,000		30,000	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)

兵庫教区 組長名簿

任期:2024(令和6)年4月1日～2028(令和10)年3月31日

組番	組 名	所属寺	名 前	備 考
1	阪神東組	西善寺	乾 智也	
2	阪神南組	瑛光寺	英 一祥	
3	阪神西組	報徳寺	光森 智	ブロック長
4	阪神北組	覚正寺	末井明尚	
5	神戸東組	妙善寺	上田泰昭	
6	神戸中組	光尊寺	廣瀬久晴	
7	神戸湊組	宝球寺	鷲尾衛鳳	
8	神戸西組	正覚寺	藤本英孝	
9	北摂組	寶泉寺	平原和貴	
10	神明組	光源寺	宮里俊哲	副会長 ブロック長
11	淡路組	圓徳寺	巖 照正	
12	播磨東組	晴龍寺	八田宗晃	ブロック長
13	播磨中組	光宗寺	北角繁夫	
14	多可組	光福寺	岩本直樹	
15	加古川組	正願寺	井上浩義	
16	高砂組	玄長寺	佃 大玄	
17	神崎組	圓照寺	花圓清明	ブロック長
18	神姫組	明正寺	小井田善之	
19	姫路東組	正覺寺	藤谷嘉伸	
20	姫路南組	善正寺	横山正仁	

組番	組 名	所属寺	名 前	備 考
21	姫路中組	蓮淨寺	中島正思	
22	姫路西組	淨福寺	加古 淳	
23	網干組	聖安寺	菅 祐範	
24	揖龍東組	西信寺	山口威夫	
25	揖龍西組	専龍寺	辻 清昭	
26	新宮組	淨教寺	藤朶義文	ブロック長
27	赤穂南組	宝専寺	村上順照	
28	赤穂北組	法林寺	三輪善紀	
29	宍粟組	願壽寺	藤井章乗	
30	佐用組	光福寺	近藤公瑞	
31	多紀組	金照寺	畑岡俊成	
32	氷上東組	福照寺	古川大悟	
33	氷上西組	安養寺	西本顕俊	ブロック長
34	朝来組	如来寺	森田龍司	
35	養父組	専勝寺	伊藤礼智	
36	出石組	西宗寺	内田完史	
37	城崎組	信楽寺	善藤正雄	ブロック長
38	岡山南組	法親寺	吉田信哉	会 長
39	岡山北組	大法寺	中西慎二	

兵庫教区 教区会議員名簿

任期: 2024(令和6)年4月1日～2028(令和10)年3月31日

議員番号	組 名	所属寺	名 前	備 考
1	阪神東組	吉祥寺	西村春久	
2		明德寺	柏木俊雄	
3	阪神南組	西法寺	岩田紘昭	
4		西法寺	前田浩之	
5	阪神西組	万徳寺	谷川正秀	議長
6		萬照寺	岸田洋一	
7	阪神北組	光圓寺	杉本光俊	
8		光圓寺	岸田昭弘	
9	神戸東組	正寿寺	棘 信勝	
10		安楽寺	脇本信義	
11	神戸中組	泉隆寺	松阪信隆	
12		光尊寺	橘 繁治	
13	神戸湊組	善照寺	建部典夫	
14		高松寺	中土井恭男	
15	神戸西組	顕眞寺	大西正雄	
16		現光寺	濱田久佳	
17	北摂組	安楽寺	佐々木智教	
18		光明寺	関山 清	
19	神明組	西明寺	赤松 尚	
20		養勝寺	山下 實	
21	淡路組	萬宝寺	藤本教秀	
22		萬宝寺	平本 豊	
23	播磨東組	正福寺	村上正文	
24		安楽寺	戸田秀隆	
25	播磨中組	真樂寺	寺田初義	
26		光専寺	塚原義美	
27	多可組	浄福寺	杉田哲哉	
28		浄福寺	秋田 清	
29	加古川組	明福寺	森田宗則	
30		西福寺	高田秀明	
31	高砂組	明覚寺	藤井正憲	
32		西蓮寺	井上典直	
33	神崎組	妙楽寺	藤本泰成	
34		教正寺	西塚 修	
35	神姫組	専光寺	竹中尚文	
36		金蓮寺	岡本直生	
37	姫路東組	明源寺	安野秀海	
38		善行寺	西田啓一	
39	姫路南組	正福寺	清流祐昭	
40		善正寺	武田武昭	

議員番号	組 名	所属寺	名 前	備 考
41	姫路中組	皆光寺	皆光秀昭	
42		法性寺	小田良介	
43	姫路西組	本誓寺	萩原泰憲	
44		浄福寺	飯塚信之	
45	網干組	教蓮寺	竹内英昭	
46		徳榮寺	山本 徹	
47	揖龍東組	法心寺	山本慈乗	
48		西樂寺	山口 昇	
49	揖龍西組	即応寺	寺田寛文	
50		徳行寺	高田哲藏	副議長
51	新宮組	専念寺	岸井正道	
52		明源寺	喜多村隆博	
53	赤穂南組	光蓮寺	渡邊昌人	
54		浄専寺	山下 正	
55	赤穂北組	称念寺	瀬川 慎	
56		称念寺	西澤祐子	
57	宍粟組	教専寺	大西宝雲	
58		西光寺	橋本俊明	
59	佐用組	光福寺	松阪竜祥	
60		浄宗寺	下野憲一	
61	多紀組	金剛寺	北村昌康	
62		浄福寺	尾嶋 誠	
63	氷上東組	本光寺	浅田宗一郎	
64		受楽寺	西田正巳	
65	氷上西組	西往寺	廣瀬はつ子	
66		南照寺	矢尾孝夫	
67	朝来組	圓了寺	小倉畑祐貴	
68		善證寺	小西央員	
69	養父組	念願寺	高橋雅之	
70		普賢寺	小川宏昭	
71	出石組	乗専寺	本多龍典	
72		勝林寺	稲葉保夫	
73	城崎組	専念寺	山本正行	
74		照満寺	岩井忠行	
75	岡山南組	正覚寺	釋水正章	
76		西念寺	松下和達	
77	岡山北組	長泉寺	谷口昭栄	
78		大法寺	山本武司	

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会 委員名簿

任期：2024（令和6）年4月1日～2026（令和7）年3月31日

No.	組	寺号	名前	役職	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本照顕	副委員長	連研委員長
2	阪神南組	稱佛寺	吉本眞澄		
3	阪神西組	光明寺	永野要真		
4	阪神北組	寛正寺	末井明尚		
5	神戸東組	妙善寺	上田泰昭		
6	神戸中組	徳本寺	津守秀憲		
7	神戸湊組	宝球寺	鷺尾衛鳳	常任	組代表
8	神戸西組	教信寺	山本浩司		
9	北摂組	寛泉寺	平原和貴		
10	神明組	養勝寺	鷺坂 浩		
11	淡路組	萬行寺	山本了誓		
12	播磨東組	専應寺	藤井晃正		
13	播磨中組	福恵寺	西田智教		
14	多可組	光福寺	岩本直樹		
15	加古川組	正願寺	井上浩義	常任	組代表
16	高砂組	西法寺	山本英信		
17	神崎組	安楽寺	教山雅裕		
18	神姫組	光輪寺	棚原正智	副委員長	
19	姫路東組	浄福寺	小松勝憲		
20	姫路南組	善正寺	横山正仁		
21	姫路中組	善教寺	結城亮子		
22	姫路西組	万丈寺	浅野界雄		
23	網干組	圓勝寺	福田高明		
24	揖龍東組	浄蓮寺	竹内俊之	委員長	
25	揖龍西組	源徳寺	窪田憲龍		

No.	組	寺号	名前	役職	備考
26	新宮組	専念寺	岸井正道		
27	赤穂南組	永應寺	楠 仁		
28	赤穂北組	浄福寺	織田 薫		
29	穴粟組	了円寺	前住 淳		
30	佐用組	光福寺	近藤公瑞		
31	多紀組	専福寺	足立定夫		
32	氷上東組	福照寺	古川大悟		
33	氷上西組	正福寺	森本光慈		
34	朝来組	教蓮寺	齊藤正信		
35	養父組	西念寺	砂原 恵	常任	組代表
36	出石組	本行寺	小田善雄		
37	城崎組	善教寺	朝倉慎也		
38	岡山南組	源照寺	藤丸智雄		
39	岡山北組	妙願寺	森 順正		
40	阪神西組	万徳寺	谷川正秀	常任	教区会議長
41	岡山南組	法親寺	吉田信哉	常任	組長会代表
42	朝来組	極楽寺	軌保真澄	常任	布教団副団長
43	姫路中組	順正寺	前田正英	常任	門徒推進員連絡協議会会長
44	神崎組	浄光寺	高崎正英	常任	自死者追悼法要実行委員会会長
45	北摂組	元照寺	北本 誠		門徒総代会会長
46	多紀組	光明寺	野村幸男		仏教壮年会連盟理事長
47	揖龍東組	源徳寺	尾ノ井みゆき	常任	仏教婦人会連盟委員長
48	阪神北組	光圓寺	杉本笙子	常任	寺族婦人会連盟委員長
49	阪神南組	西法寺	岩田紘昭		少年連盟委員長

組重点プロジェクトリーダー・サブリーダー名簿

任期：2024（令和6）年4月1日～2028（令和10）年3月31日

No.	リーダー サブリーダー	組	寺	名 前	No.	リーダー サブリーダー	組	寺	名 前
1	リーダー	阪神東	最光寺	杉本照顕	27	リーダー	姫路南	善正寺	横山正仁
2	サブリーダー	阪神東	西正寺	中平了悟	28	リーダー	姫路中		
3	リーダー	阪神南	西性寺	天崎仁紹	29	リーダー	姫路西	勝久寺	森川 祥
4	リーダー	阪神西	金衆寺	光森正真	30	サブリーダー	姫路西	光瑞寺	高坂啓道
5	サブリーダー	阪神西	光明寺	永野要真	31	リーダー	網干	龍源寺	白川純一
6	リーダー	阪神北	勝福寺	後藤善史	32	リーダー	揖龍東	浄蓮寺	竹内俊之
7	サブリーダー	阪神北	願勝寺	寺川秀哉	33	リーダー	揖龍西	源徳寺	窪田憲龍
8	リーダー	神戸東	妙善寺	上田泰昭	34	リーダー	新宮	明源寺	赤松義生
9	リーダー	神戸中	徳本寺	津守秀憲	35	リーダー	赤穂南	永應寺	楠 仁
10	リーダー	神戸湊	宝球寺	鷺尾衛鳳	36	サブリーダー	赤穂南	光蓮寺	渡邊昌人
11	リーダー	神戸西	教信寺	山本浩司	37	リーダー	赤穂北	浄福寺	織田薫
12	リーダー	北摂	正覚寺	光森智紀	38	リーダー	穴栗	了円寺	前住 淳
13	リーダー	北摂	正光寺	高崎長英	39	サブリーダー	穴栗	光泉寺	肥塚義徳
14	リーダー	神明	眞宗寺	宮里悠児	40	リーダー	佐用		
15	リーダー	淡路	圓徳寺	巖 照正	41	リーダー	多紀	金照寺	畑岡俊成
16	リーダー	播磨東	専應寺	藤井晃正	42	リーダー	氷上東	西福寺	西山顕證
17	リーダー	播磨中	西教寺	竹中尚人	43	サブリーダー	氷上東	本明寺	藤澤真澄
18	リーダー	多可	西教寺	川本速臣	44	リーダー	氷上西	正福寺	森本光慈
19	リーダー	加古川	正願寺	井上浩義	45	リーダー	朝来	教蓮寺	齋藤正信
20	サブリーダー	加古川	南宗寺	月嶋教史	46	リーダー	養父	西念寺	砂原 恵
21	リーダー	高砂	玄長寺	佃 大玄	47	リーダー	出石	本行寺	小田善雄
22	サブリーダー	高砂	西立寺	兼松泰照	48	サブリーダー	出石	眞覺寺	宇仁菅真志
23	リーダー	神崎	安楽寺	教山雅裕	49	リーダー	城崎	光永寺	藤澤光紀
24	リーダー	神姫	光輪寺	棚原正智	50	リーダー	岡山南	源照寺	藤丸智雄
25	リーダー	姫路東	超正寺	澤波裕也	51	リーダー	岡山北	浄円寺	大山二郎
26	サブリーダー	姫路東	教福寺	大谷 智					

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

〔平成24年2月10日〕
宗則第14号

改正 平成26—宗則 7
平成27—宗則 6
平成27—宗則11

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 重点プロジェクト（第3条・第4条）
- 第3章 実践運動の推進体制（第5条）
 - 第1節 中央委員会（第6条—第11条）
 - 第2節 教区委員会（第12条—第16条）
 - 第3節 組委員会（第17条・第18条）
- 第4章 連区の実践運動（第19条・第20条）
- 第5章 補則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとするを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。

（「御同朋の社会をめざす運動」の推進）

第2条 前条の規定による活動を「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）という。

2 総局は、基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号）による基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進の成果を踏まえ、宗務部門組織規程（平成24年宗則第12号。以下「組織規程」という。）第2条の規定に基づき、実践運動の推進をすべての宗務の基本理念とし、その総合基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、各宗務部門をして、これを強力に推進するものとする。

3 実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない。

第2章 重点プロジェクト

（重点プロジェクトの策定）

第3条 総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

2 重点プロジェクトは、宗門内外の現状や歴史認識、人々の意識、信仰形態などの調査、分析及び議論に基づいて、総局が策定する。

3 総局は、前項の規定による重点プロジェクトの策定にあたり、各宗務部門その他関係機関に、必要な調査研究を指示するとともに、広く意見聴取を行うものとする。

(重点プロジェクトの推進)

第4条 総局は、重点プロジェクトの達成目標とその期限などを定め、実践運動として実効性ある推進を図るため、宗門関係者に周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第3章 実践運動の推進体制

(設置)

第5条 第2条の規定により、総局のもとに、中央には「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）を、組には「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）を、それぞれ設ける。

2 前項のほか、沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）に、「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「沖縄委員会」という。）を設ける。

3 前2項のほか、開教区及び開教地に、それぞれ「御同朋の社会をめざす運動」委員会（以下「開教地区委員会」という。）を設けることができる。

第1節 中央委員会

(所掌事項)

第6条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 実践運動の総合計画及び年度ごとの重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。

二 実践運動の成果を点検、総括すること。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む。）等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

四 総合計画及び推進計画に関連して、総局が指示した事項について協議すること。

五 教区委員会及び組委員会の実践運動の推進状況について協議すること。

六 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第7条 中央委員会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会を代表する者について、総長が委嘱す

る。

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。

4 委員は、総局の総合計画、推進計画及びその達成率に関する指示、評価を、所属する機関、団体及び各教区委員会に周知するとともに、実践運動及び重点プロジェクトの推進に当る。

(委員長及び副委員長)

第8条 中央委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員のうちから総長が指名する。

2 委員長は、中央委員会の議事を主宰し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

(常任委員会)

第9条 中央委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから総長が指名する10人以上15人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、中央委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。
(招集)

第10条 中央委員会及び常任委員会は、総長が招集する。

(意見の聴取など)

第11条 中央委員会及び常任委員会に、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

2 開教地区委員会の代表者は、総長の承認を得て、中央委員会に出席し、意見を述べることができる。

第2節 教区委員会

(所掌事項)

第12条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 教区（以下この宗則においては「沖縄特区」を含む。）における総合計画及び推進計画について協議すること。

二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。

三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四 組委員会その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議す

ること。

五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第13条 教区委員会は、委員若干人で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

2 第7条第3項の規定は、教区委員会の委員の任期について準用する。この場合において、当該教区にやむを得ない事情があるときは、委員の任期の制限に関する規定にかかわらず、教務所長の進達により、総長の承認を得て、措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第14条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者について、総長が委嘱し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(区令の制定)

第15条 前3条に定めるほか、教区委員会の組織、運営その他必要な事項については、第7条第2項の規定による中央委員会の組織基準に準じ、それぞれの教区の特異性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

(事務担当)

第16条 教区委員会の事務は、当該教区の教務所で担当処理する。

第3節 組委員会

(組委員会)

第17条 組委員会は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

(準用規定)

第18条 前節の規定中、所掌事項及び組織に関する事項（但し、委員が継続して再任されることができる期数の制限に関する規定を除く。）については、組委員会について準用する。

第4章 連区の実践運動

(連区の実践運動)

第19条 総局は、実践運動を地域の特性に応じて効果的に推進し、広くその展開を図るため、連区を単位とする実践運動の推進に必要な措置を講じることができる。

(各教区委員会の連携及び協力)

第20条 前条の規定により、教区委員会は、実践運動の推進実施にあたり、同一連区内の教区委員会と相互に連絡提携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営されるものとする。

第5章 補則

(所管部門)

第21条 実践運動の推進に関する事項は、重点プロジェクト推進室が所管する。

(宗達への委任)

第22条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附 則

- 1 この宗則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この宗則施行の際現に廃止される旧規程に基づく基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果等については、すべてこの宗則による「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制又は組織規程に基づく経常部門で、これを引き継ぐものとする。
- 4 総局は、この宗則に基づく所掌事項の事務引継、宗達及び区令の制定、「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制の組織その他の経過措置については、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。

附 則（平成26・3・21－宗則7号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27・3・24－宗則6号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27・11・10－宗則11号）

この宗則は、発布の日から施行する。

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例

〔平成24年3月7日〕
〔宗達第1号〕

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 中央委員会（第2条・第3条）
- 第3章 教区委員会（第4条—第7条）
- 第4章 組委員会（第8条・第9条）
- 第5章 連区の実践運動（第10条—第12条）
- 第6章 補則（第13条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号。以下「宗則」という。）の施行について必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

第2章 中央委員会

（職務）

第2条 宗則第3章第1節の規定による「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、同宗則第6条の所掌事項について協議し、実践運動を推進するものとする。

（組織基準）

第3条 宗則第7条第2項の規定による中央委員会委員の組織基準については、概ね次の各号に定めるところによる。

一 宗務機関を代表する者

- イ 本山の執行長が本山寺務所員のうちから指名する者
- ロ 直轄寺院の宗務長が当該直轄寺院の職員のうちから指名する者
- ハ 総長がすべての直属寺院の輪番及び主管のうちから指名する者
- ニ 総長が全教区及び沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）の教務所長及び沖縄県宗務事務所長のうちから指名する者
- ホ 総長が教区会議長のうちから指名する者
- ヘ 総長が組長のうちから指名する者

二 宗門関係団体を代表する者

- イ 総長が学事規程（平成24年宗則第10号）に基づく龍谷総合学園の関係者のうちから指名する者
- ロ 総長が所属団体規程（昭和22年宗則第22号）その他の諸規則に基づく所属団体、社会事業団体、連盟体及び会議体の関係者のうちから指名する者

三 教区委員会を代表する者

イ 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）において、それぞれ選出された者

ロ 「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「特区委員会」という。）において選出された者

2 総長は、実践運動の理念を踏まえ、全員参画の運動の実現を図るため、中央委員会委員の組織構成については、特に配慮しなければならない。

第3章 教区委員会

（教区委員会の職務）

第4条 宗則第3章第2節の教区委員会は、同宗則第12条の所掌事項について協議し、教区における実践運動を推進するものとする。

2 教区委員会の名称は、「『御同朋の社会をめざす運動』〇〇教区委員会」とする。

（区令の制定）

第5条 教区委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

一 委員の資格、選任方法及び定数に関する事。この場合において、委員の資格については、中央委員会委員に準じて定めることを例とする。

二 委員長及び副委員長に関する事。

三 常任委員会を設置する場合には、その旨を規定する事。

四 運営経費及び運営方法に関する事。

五 前各号のほか、必要な事。

2 前項の区令は、あらかじめ所務部＜法制・訟務・契約事務担当＞の事前審査を経て、総局の承認を得なければならない。

（委員長代行の指名）

第6条 委員長は、宗則第14条第3項の規定による副委員長のうちから1人を、あらかじめ委員長代行として指名することができる。

（特区委員会）

第7条 第4条から前条までの規定は、特区委員会について、準用する。

第4章 組委員会

（組委員会）

第8条 宗則第3章第3節の「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

（組織・運営基準）

第9条 組委員会の組織、運営その他必要な事項については、当該教区の教区委員会に関する区令に準じ、組会の議決を経てこれを定めるものとする。この場合において、組委員会の委員長及び副委員長の委嘱については、教務所長が行うものとする。

2 教務所長は、当該教区の教区委員会及び関係機関との協議を経て、組委員会の統一的な

組織基準を作成することができる。

- 3 前項の組織基準を作成した場合においては、教務所長は、総局に届出るものとする。

第5章 連区の実践運動

(連区協議会)

第10条 宗則第4章の規定により、連区における連絡提携及び情報交換、共有などを図り、実践運動を効果的に推進するため、各連区に協議会（以下「連区協議会」という。）を設ける。

(組織)

第11条 連区協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、連区の編成に関する条例（平成15年宗達第8号）第3条の規定による連区長をもって充て、連区協議会を主宰し、会務を統理する。
- 3 委員は、連区内の教区委員会委員長及び副委員長をもって充て、必要な事項について協議する。この場合において、教務所長が教区委員会委員長でないときは、教務所長は委員となることができる。
- 4 会長は、連区協議会を設置し、又は招集したときは、その組織及び協議結果について、総局に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 連区協議会に事務局を置き、会長たる教務所長の教務所に置き、その事務を担当処理する。

第6章 補則

(補則)

第13条 この宗達に規定するもののほか、実践運動の推進及びその推進体制について必要な事項は、総長が中央委員会に諮って決める。

附 則

- 1 この宗達は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程施行条例（平成15年宗達第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この宗達施行の際現に廃止される旧条例に基づく教区、沖縄特区及び組の基幹運動推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この宗達による教区委員会、特区委員会及び組委員会が引き継ぐものとする。
- 4 本則第3章の規定にかかわらず、教務所長は、教区委員会の組織運営等に関する区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な措置を講じることができるものとし、組委員会についても、また同様とする。

「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会設置規則

(趣旨)

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号）及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例（平成24年宗達第1号）に基づき、兵庫教区における「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

(設置)

第2条 兵庫教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会（以下「教区委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画（以下「総合計画」という。）及び重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第4条 教区委員会は、委員50人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。
- 3 前項のほか、教務所長は、特に必要があるときは、学識経験のある者について、委員の委嘱を進達することができる。
- 4 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。
- 5 教務所長は、教区委員会の組織に当っては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員の再任についての特例)

第4条の2 前条の4項但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教務所長の進達により総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する6人以上10人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、教区委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践運動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当り、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第10条 この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この区令は、平成24年4月1日から施行する。

(従前の区令の廃止)

2 兵庫教区基幹運動推進委員会設置規則（平成15年区令第1号。以下「旧区令」という。）は、廃止する。

(成果等の引継)

3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく兵庫教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする

4 この区令は、教区会の議決を得た日（平成30年3月26日）

兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会設置規約

(設置)

第1条 キッズサンガの理念を基盤とした発展的施策を検討するとともに、子ども・若者を対象とした教化にかかる具体的方策を図るため、兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 子ども・若者ご縁づくりの展開にかかる推進方途の策定に関すること。
- 二 子ども・若者ご縁づくりにかかる調査、研究及び情報発信に関すること。
- 三 教区子ども・若者ご縁づくり連絡協議会の方向性の検討及び運営に関すること。
- 四 教区内の各組・各寺院の取り組み支援並びにサポーターの研修及び支援に関すること。
- 五 前各号のほか、必要なこと。

(教区マネージャー)

第3条 教区に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、教区マネージャー若干人を置く。

- 2 教区マネージャーは、専門的知識を有する者のうちから、教務所長が委嘱する。
- 3 教区マネージャーの任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教務所長は教区マネージャーを委嘱したときは、速やかに総局に報告しなければならない。

(サポーター)

第4条 各組に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、サポーター若干人を置く。

- 2 サポーターは、組内の僧侶・寺族もしくは門信徒のうちから、組長の推薦をもって選出する。
- 3 サポーターの任期は、4年とし再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員若干人で組織する。

- 一 教務所長
- 二 教区マネージャー
- 三 青年教化指導員 若干人
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員 若干人

五 教化団体関係者 若干人

六 学識経験者 若干人

2 前項第3号から第6号までの委員は、教務所長が委嘱する

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長・副委員長は、委員の中から教務所長が指名し、委員会を代表し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第7条 委員会に、その所掌事項を分担処理するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び組織などについては、委員長が委員会に諮って決める。

(招集)

第8条 委員会は、教務所長が招集する。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び部会は、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会への報告)

第10条 委員会が実施した事項について、宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会へ報告するものとする。

(経費)

第11条 委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。

(補則)

第12条 この規約の施行に必要な事項は、教務所長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規約は、平成28年6月8日から施行する。

2 教務所長は、前項の規約にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。